

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和7年9月19日受付分)

名称

NPO法人
eboard

縦覧期間

令和7年9月19日(金)から
令和7年10月3日(金)まで

NPO 法人 eboard 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 eboard という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この法人は、社会的または経済的環境や家庭環境により、学習機会を損なわれている全ての子ども達に対して、インターネット上で無料で学べる環境を提供し、その教育現場での活用を図ると共に、子ども達を取り巻く学校や地域、企業や団体と連携し学習環境を整備することで、社会の変化に応じた学力を身につけられる学習機会を保证することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 家庭向け個別学習支援事業
 - ② 他の教育機関及び団体への支援活動
 - ③ 学習支援活動に関する情報収集及び情報提供
 - ④ 学習支援に関する人材育成のための教育、研修事業
 - ⑤ 学習支援に関するコンサルティング
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を代表理事とし、必要に応じ2人以内の副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 代表理事は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、指名された理事がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、監事は総会の議決により、理事は理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 監事の選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した項目

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 3 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意により議題することができる。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 50 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 役員の職務及び報酬
- (3) 理事の選任又は解任

- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他運営に関する重要事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付

記すること。)

- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

1 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

2 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち理事会において決定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	中 村 孝 一
理 事	渡 邊 由 美 子
同	木 村 修 平
同	前 田 頌 太
同	熊 谷 一 亮
監 事	高 師 良 広
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成 27 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金は徴収しない。なお会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- 7 年度途中での退会の場合には年会費の返却等は一切行わない。
 - (1) 正会員

個人	10,000 円 (年額)
団体・企業	1 口 50,000 円 (年額、1 口以上)
 - (2) 賛助会員

個人	5,000 円 (年額)
団体・企業	1 口 30,000 円 (年額、1 口以上)

令和7年度事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

NPO 法人 eboard

1. 事業実施の方針

ICT 教材 eboard は、高校課程の教材開発を継続して進めていく。これにより、定時制高校などでの利用増加を目指す。さまざまな「学びづらさ」にフォーカスした新機能の開発は、ニーズを汲み取りながら継続して行う。

また、日本語教材開発プロジェクトや、不登校支援に関わる人材のための研修プログラム開発は、基盤事業として継続的に展開する。その他この法人の目的を達成するために必要な事業として、企業および団体への教育コンテンツの提供に関する事業も進めていく。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	受益対象者（見込）	収益見込
① 家庭向け個別学習支援事業	ICT 教材 eboard の提供 インターネット環境があれば、いつでも、どこでも利用できる ICT 教材 eboard の開発・提供。 家庭での個人利用は無償で利用できる。 ◆実施時期・回数等： オンラインサービスのため、年間を通していつでも自由に利用可能。	年間利用者数 ：約 220 万人 提供教育現場数 ：12,000 ヶ所以上 (②での利用も含む)	0
② 他の教育機関及び団体への支援事業	ICT 教材 eboard の提供 インターネット環境があれば、いつでも、どこでも利用できる ICT 教材 eboard の開発・提供。 家庭での個人利用、公立学校や非営利活動では無償で、学習塾やフリースクールなどの民間事業者でも安価で利用することができる。	年間利用者数 ：約 220 万人 提供教育現場数 ：12,000 ヶ所以上 (①での利用も含む)	35,000,000

	◆実施時期・回数等： オンラインサービスのため、年間を通していつでも自由に利用可能。		
	やさしい字幕プロジェクト ICT 教材 eboard 上で提供される、映像授業約 2,000 本に学習のハードルが下がるよう編集された「やさしい字幕」を追加。新規作成する映像授業にも字幕を付与する。 ◆実施時期・回数等： ICT 教材 eboard に組み込まれているオンラインサービスのため、年間を通していつでも自由に利用可能。（参考：映像授業視聴回数の約 13% が字幕オンで視聴）	利用する教育現場 ：100 ヶ所以上 字幕表示状態での映像 授業の再生回数 ：120 万回以上	0
	生成 AI を活用した教育現場における「やさしい日本語」の活用実証プロジェクト 外国につながる日本語指導が必要な子や、読み書きに困難があるなど特別支援が必要な子の学習・コミュニケーション環境の改善に向けて、教育現場での「やさしい日本語」活用に関する実証をおこなっている。生成 AI を活用した「やさしい日本語」への自動変換ツールを開発し、教育現場での実証を進めている。 ◆実施時期・回数等： 開発したオンラインサービスを、実証現場で利用していただく。必要な教育現場で随時利用することができる。	潜在的な対象者 日本語指導が必要な児童・生徒 ：5 万人以上	0

③ 学習支援活動に関する情報収集及び情報提供	e マガジンの発行 ICT 教材 eboard を利用する教育現場の取り組む課題や、ICT 教材 eboard の開発に関する情報を WEB 記事形式で提供する「e マガジン」を発行する。 ◆実施時期・回数等： 2 ヶ月に 1 本程度新規記事を公開する。過去に公開した記事は、常時閲覧可能。	記事の閲覧数 ：約 15,000 人	0
	ICT 教材の活用に関する調査研究 外部団体からの委託を受け、ICT 教材 eboard の学習データを用いた調査研究を行う。 ◆実施時期・回数等： (未定)	対応企業・団体数 ：1～2 団体/年	3,000,000
④ 学習支援に関する人材育成のための教育、研修事業	不登校支援に関わる人材のための研修プログラム開発 20 万人に迫る勢いで急増する不登校児童・生徒の学習機会保障のための新たな取り組みとして、民間・自治体を対象として、不登校支援に関わる人材向け研修プログラムを行う。 ◆実施時期・回数等： オンラインサービスのため、年間を通していつでも自由に利用可能。受講サイクルは団体の希望により決定できる。(週 1～隔月など)	自治体での導入 ：3～5 自治体	3,000,000
⑤ 学習支援に関するコンサルティング	ICT 教材 eboard 導入支援 ICT 教材 eboard の導入を検討している教育現場(学習塾やフリースクール等)また、導入後の活用が上手く進まない現場に対して、オンライ	対応現場数 ：10 団体/月	2,000,000

	ン面談にて利用方法や活用支援を行う。		
	◆実施時期・回数等： 通年を通して、団体からの希望があれば対応する。		
⑥その他この法人の 目的を達成するため に必要な事業	協賛事業 弊団体の活動趣旨に賛同する企業・団体から協賛金をいただき、ホームページや媒体資料等で協賛企業・団体としての紹介を行う。 ◆実施時期・回数等： 4~6月に募集をし、ホームページや媒体資料にて紹介する。（年度途中でも希望があれば、都度追加する）	対応企業・団体数 ：10 団体/年	2,000,000
	映像授業教材の提供 弊団体が開発する映像授業を、ICT 教材を開発・運営する企業に提供。今後の ICT 教材 eboard の開発のための資金を提供していただく。 ◆実施時期・回数等： 原則として、1 年単位の契約として提供。更新時期や提供内容については各企業・団体との契約による。	提供予定企業・団体 ：3~5 社/年	13,000,000

(2) 事業実施体制

1. 会議に関する事項

通常総会	6 月
理事会	年 4 回

2. 事務局体制

事務局スタッフ（常勤）	1 名
-------------	-----

令和7年度活動予算書

[税込] (単位: 円)

NPO法人eboard

自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月31日

	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合計
【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	180,000		180,000
【受取寄付金】			
企業寄付	16,000,000		
個人寄付	8,000,000		24,000,000
【受取助成金等】			
受取助成金	10,000,000		10,000,000
【事業収益】			
他の教育機関及び団体への支援事業	35,000,000		
学習支援活動に関する情報収集及び情報提供	3,000,000		
学習支援に関する人材育成のための教育、研修事	3,000,000		
学習支援に関するコンサルティング	2,000,000		
その他この法人の目的を達成するために必要な事	15,000,000		58,000,000
【その他収益】			
受取 利息	5,000		5,000
雑収益	20,000		20,000
経常収益 計	92,205,000	0	92,205,000
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
役員報酬	5,400,000		5,400,000
給料手当	14,000,000		14,000,000
法定福利費	2,000,000		2,000,000
人件費計	21,400,000	0	21,400,000
(その他経費)			
業務委託費	38,400,000		38,400,000
謝金	500,000		500,000
会議費	100,000		100,000
印刷製本費	250,000		250,000

図書購入費	300,000		300,000
旅費交通費	1,000,000		1,000,000
通信費	4,500,000		4,500,000
消耗品費	300,000		300,000
運搬費	100,000		100,000
ソフトウェア利用料	1,500,000		1,500,000
広告宣伝費	0		0
諸会費	200,000		200,000
租税公課	2,500,000		2,500,000
研修費	200,000		200,000
支払手数料	1,500,000		1,500,000
雑費	100,000		100,000
その他経費計	51,450,000	0	51,450,000
事業費 計	72,850,000	0	72,850,000
【管理費】			
役員報酬	600,000		600,000
業務委託費	5,000,000		5,000,000
旅費交通費	120,000		120,000
消耗品費	50,000		50,000
賃借料	120,000		120,000
支払手数料	12,000		12,000
運搬費	12,000		12,000
ソフトウェア利用料	480,000		480,000
管理費 計	6,394,000	0	6,394,000
経常費用 計	79,244,000	0	79,244,000
当期経常増減額	12,961,000	0	12,961,000
経理区分振替額	0		
当期正味財産増減額			12,961,000
前期繰越正味財産額			38,097,834
次期繰越正味財産額			51,058,834

令和 8 年度 事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

NPO 法人 eboard

1. 事業実施の方針

ICT 教材 eboard は、高校課程の教材開発を継続して進めていく。これにより、定時制高校などでの利用増加を目指す。さまざまな「学びづらさ」にフォーカスした新機能の開発は、ニーズを汲み取りながら継続して行う。

また、日本語教材開発プロジェクトや、不登校支援に関わる人材のための研修プログラム開発は、基盤事業として継続的に展開する。その他この法人の目的を達成するために必要な事業として、企業および団体への教育コンテンツの提供に関する事業も進めていく。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	受益対象者（見込）	収益見込
① 家庭向け個別学習支援事業	ICT 教材 eboard の提供 インターネット環境があれば、いつでも、どこでも利用できる ICT 教材 eboard の開発・提供。 家庭での個人利用は無償で利用できる。 ◆実施時期・回数等： オンラインサービスのため、年間を通していつでも自由に利用可能。	年間利用者数 ：約 225 万人 提供教育現場数 ：13,000 ヶ所以上 (②での利用も含む)	0
② 他の教育機関及び団体への支援事業	ICT 教材 eboard の提供 インターネット環境があれば、いつでも、どこでも利用できる ICT 教材 eboard の開発・提供。 家庭での個人利用、公立学校や非営利活動では無償で、学習塾やフリースクールなどの民間事業者でも安価で利用することができる。	年間利用者数 ：約 225 万人 提供教育現場数 ：13,000 ヶ所以上 (①での利用も含む)	38,000,000

	◆実施時期・回数等： オンラインサービスのため、年間を通していつでも自由に利用可能。		
	やさしい字幕プロジェクト ICT 教材 eboard 上で提供される、映像授業約 2,000 本に学習のハードルが下がるよう編集された「やさしい字幕」を追加。新規作成する映像授業にも字幕を付与する。 ◆実施時期・回数等： ICT 教材 eboard に組み込まれているオンラインサービスのため、年間を通していつでも自由に利用可能。（参考：映像授業視聴回数の約 13% が字幕オンで視聴）	利用する教育現場 ：100 ヶ所以上 字幕表示状態での映像授業の再生回数 ：120 万回以上	0
	生成 AI を活用した教育現場における「やさしい日本語」の活用実証プロジェクト 外国につながる日本語指導が必要な子や、読み書きに困難があるなど特別支援が必要な子の学習・コミュニケーション環境の改善に向けて、教育現場での「やさしい日本語」活用に関する実証をおこなっている。生成 AI を活用した「やさしい日本語」への自動変換ツールを開発し、教育現場での実証を進めている。 ◆実施時期・回数等： 開発したオンラインサービスを、実証現場で利用していただく。必要な教育現場で随時利用することができる。	潜在的な対象者 日本語指導が必要な児童・生徒 ：5 万人以上	0

③ 学習支援活動に関する情報収集及び情報提供	e マガジンの発行 ICT 教材 eboard を利用する教育現場の取り組む課題や、ICT 教材 eboard の開発に関する情報を WEB 記事形式で提供する「e マガジン」を発行する。 ◆実施時期・回数等： 2 ヶ月に 1 本程度新規記事を公開する。過去に公開した記事は、常時閲覧可能。	記事の閲覧数 ：約 15,000 人	0
	ICT 教材の活用に関する調査研究 外部団体からの委託を受け、ICT 教材 eboard の学習データを用いた調査研究を行う。 ◆実施時期・回数等： (未定)	対応企業・団体数 ：1～2 団体/年	3,000,000
④ 学習支援に関する人材育成のための教育、研修事業	不登校支援に関わる人材のための研修プログラム開発 20 万人に迫る勢いで急増する不登校児童・生徒の学習機会保障のための新たな取り組みとして、民間・自治体を対象として、不登校支援に関わる人材向け研修プログラムを行う。 ◆実施時期・回数等： オンラインサービスのため、年間を通していつでも自由に利用可能。受講サイクルは団体の希望により決定できる。(週 1～隔月など)	自治体での導入 ：3～5 自治体	5,000,000
⑤ 学習支援に関するコンサルティング	ICT 教材 eboard 導入支援 ICT 教材 eboard の導入を検討している教育現場(学習塾やフリースクール等)また、導入後の活用が上手く進まない現場に対して、オンライ	対応現場数 ：10 団体/月	2,000,000

	ン面談にて利用方法や活用支援を行う。		
	◆実施時期・回数等： 通年を通して、団体からの希望があれば対応する。		
⑥その他この法人の 目的を達成するため に必要な事業	協賛事業 弊団体の活動趣旨に賛同する企業・団体から協賛金をいただき、ホームページや媒体資料等で協賛企業・団体としての紹介を行う。 ◆実施時期・回数等： 4~6月に募集をし、ホームページや媒体資料にて紹介する。（年度途中でも希望があれば、都度追加する）	対応企業・団体数 ：15 団体/年	4,000,000
	映像授業教材の提供 弊団体が開発する映像授業を、ICT 教材を開発・運営する企業に提供。今後の ICT 教材 eboard の開発のための資金を提供していただく。 ◆実施時期・回数等： 原則として、1 年単位の契約として提供。更新時期や提供内容については各企業・団体との契約による。	提供予定企業・団体 ：3~5 社/年	13,000,000

(2) 事業実施体制

1. 会議に関する事項

通常総会	6 月
理事会	年 4 回

2. 事務局体制

事務局スタッフ（常勤）	1 名
-------------	-----

令和 8 年度 活動予算書

[税込] (単位: 円)

NPO法人eboard

自 令和 8 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日

	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合計
--	------------------	--------	----

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費	200,000		200,000
---------	---------	--	---------

【受取寄付金】

企業寄付	16,000,000		
個人寄付	8,000,000		24,000,000

【受取助成金等】

受取助成金	10,000,000		10,000,000
-------	------------	--	------------

【事業収益】

他の教育機関及び団体への支援事業	38,000,000		
学習支援活動に関する情報収集及び情報提供	3,000,000		
学習支援に関する人材育成のための教育、研修事業	5,000,000		
学習支援に関するコンサルティング	2,000,000		
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	17,000,000		65,000,000

【その他収益】

受取 利息	5,000		5,000
雑収益	20,000		20,000

経常収益 計	99,225,000	0	99,225,000
--------	------------	---	------------

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

役員報酬	5,940,000		5,940,000
給料手当	15,400,000		15,400,000
法定福利費	2,200,000		2,200,000

人件費計	23,540,000	0	23,540,000
------	------------	---	------------

(その他経費)

業務委託費	42,240,000		42,240,000
謝金	550,000		550,000
会議費	110,000		110,000
印刷製本費	275,000		275,000
図書購入費	330,000		330,000
旅費交通費	1,100,000		1,100,000

通信費	5,000,000		5,000,000
消耗品費	330,000		330,000
運搬費	110,000		110,000
ソフトウェア利用料	1,650,000		1,650,000
広告宣伝費	0		0
諸会費	220,000		220,000
租税公課	2,750,000		2,750,000
研修費	220,000		220,000
支払手数料	1,650,000		1,650,000
雑費	110,000		110,000
その他経費計	56,595,000	0	56,595,000
事業費 計	80,135,000	0	80,135,000
【管理費】			
役員報酬	660,000		660,000
業務委託費	5,500,000		5,500,000
旅費交通費	132,000		132,000
消耗品費	55,000		55,000
賃借料	132,000		132,000
支払手数料	13,000		13,000
運搬費	13,000		13,000
ソフトウェア利用料	528,000		528,000
管理費 計	7,033,000	0	7,033,000
経常費用 計	87,168,000	0	87,168,000
当期経常増減額	12,057,000	0	12,057,000
経理区分振替額	0		
当期正味財産増減額			12,057,000
前期繰越正味財産額			51,058,834
次期繰越正味財産額			63,115,834